

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 19 日

(一社) 電子情報技術産業協会
(一社) 日本医療機器工業会
(一社) 日本医療機器テクノロジー協会
(一社) 日本医療機器販売業協会

} 御中

厚生労働省医政局経済課

新型コロナウイルス患者の療養に当たって必要な
パルスオキシメーターの安定供給について（その2）

平素より医療機器の安定供給にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）第 32 条第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言がなされるとともに、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和 3 年 1 月 13 日変更改正））が改正されたところです。

自宅療養や入院等調整中の患者数が増加する状況において、宿泊療養施設に加えて、自宅等にて療養する患者についても、必要に応じてパルスオキシメーター等を用いた健康観察を実施する自治体が増加しており、今後、こうした自治体等がパルスオキシメーターを含めた医療機器のさらなる発注を行う状況が想定されます。

については、こうした状況を念頭に、自治体等における適切な新型コロナウイルス感染症対策の実施のため、自治体等からのパルスオキシメーター等の発注に優先的に対応いただくとともに、必要に応じて増産を図る等の措置を講じていただくことなどにより、安定供給に努めていただきたく、貴会傘下の会員に対して周知願います。

また、今後、自治体等におけるパルスオキシメーターの必要数を把握し、貴会に情報提供させていただく予定ですので、在庫の確保等にご配慮いただきますようお願いいたします。

（連絡先）

厚生労働省医政局経済課医療機器政策室材料価格係

電 話：03-3595-3409

メール：kikihoken@mhlw.go.jp